

# 自然と健康になれる食環境づくりの推進事業 業務委託仕様書

## 1 事業名

自然と健康になれる食環境づくりの推進事業

## 2 事業目的

令和4年度大分県健康づくり実態調査では、野菜摂取量が目標量よりも少なく、食塩摂取量が多い結果となっている。さらに、外食・中食の頻度が多いほど、野菜摂取量が少なく、食塩摂取量が多いことが課題である。

個人の健康意識に関わらず、誰でも無理なく、自然と健康的な選択ができる環境を整えることが大切である。そこで本事業では、ナッジ理論を取り入れた食環境づくりの手法を活用し、事業所等の食堂の改善を図ることを目的とする。

## 3 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

## 4 概要

本事業は、対象となる社員食堂（以下「社食」という。）において、野菜摂取量の増加および減塩につながるナッジ理論を活用し、実証を通じて効果を検証するものである。

委託会社は、検討会への参加、事業モデル案の作成、実証実施、効果検証および成果取りまとめを行う。

## 5 業務内容

委託する業務内容は、下記（1）～（5）のとおりとする。なお、（1）～（5）に記載のない事項については、県と十分に協議・調整のうえ決定するものとする。

### （1）検討会への参加

#### （ア）概要

大分県（以下「県」という。）が主催する事業検討のための関係者会議（以下「検討会」という。）へ参加する。

- 開催回数（予定）：年3回

- 構成（予定）：対象施設関係者、県担当者

<オブザーバー> 所管保健所担当者、学識経験者（行動科学、公衆衛生学）

#### （イ）報告事項

以下の報告を行うこと。

- 対象施設の課題分析、事業モデル案の提案

- ナッジを活用した手法の提案に必要なエビデンス

- 国内外の先進事例

- 進捗状況

- 検証結果の報告

#### （ウ）検討する主な事項（予定）

- 第1回：事業目的共有、先進事例紹介、役割確認、事業モデル案の提案および実施可能性検討、実証内容・スケジュール決定

- 第2回：実証の進捗状況の共有

- 第3回：結果の報告、モデルスタートブック共有、検討

## (2) 事業モデル案の作成

(ア) 対象施設関係者のヒアリング結果を踏まえ、委託会社の専門的知見を用いて、事業モデル案を作成する。

(イ) 作成にあたっては、対象施設や利用者の課題と特性を把握し、「野菜を意識して食べる、塩を控える」といった効果が得られるナッジ理論を活用した手法を設計する。

例) ・野菜を選びやすくするメニュー表示や配置

・減塩につながる行動を促す表示、導線づくり

・健康的な選択が自然と目に入りやすい情報提供 など

利用者の負担なく行動を後押しする食環境の改善手法を導入する。

(ウ) 社食と相談し、必要であればメニューの改善の提案や野菜たっぷりキャンペーン等の実施も含める。

例) ・県作成のうま塩もつと野菜メニューの活用、レシピ配布

・新メニューの開発

ただし、新メニューを開発する場合は、県の基準にあったものとし、そのメニューは県へ帰属する。社食で継続的に使用可とする。

(エ) 事業モデル案は検討会で協議し、決定する。

## (3) 事業モデル案の実施（実証）及び効果検証

(ア) 実施場所・期間

- 大分県内の社食等 3～4 施設
- 各施設 3 か月間実施
- 今年度は「実証施設」として実施

(イ) 運営体制

- 委託会社は対象施設と直接調整を行い、調整内容・進捗等を県および所管保健所へ報告した上で、大学 教授等の助言を得ながら事業を実施する。
- 実施内容は検討会で共有する。
- 対象施設の状況に応じて実施可能な内容を選択する。

(ウ) 事前説明会（検討会）

委託会社は事業モデル案の内容を提案・説明する。

(エ) 連携・調整

県、委託会社、保健所および対象施設と綿密に調整を行う（オンライン可）。

(オ) 効果検証

- 実証前後、購買数量データ等、客観的なデータを用いて効果を分析、検証する。
- データは対象施設から委託会社へ速やかに提供する。
- 1～2 か月目には対象施設へヒアリングを実施し、検証に役立てる。
- 事業開始前後にベジチェック®やソルセイブ、体重計や血圧計等を活用して利用者の状態を測定し、野菜摂取量や塩味の感じ方、健康状態を可視化する
- 可能であれば、事業所へ依頼し、健診結果等も把握する

(カ) 対象者及び対象施設へのアンケート

- 実証前後や途中に利用者アンケートを実施
- 原案は委託会社が作成

## 【事業スケジュール（イメージ）】

1か月	2か月	3か月
ベースライン（購買数把握等） アンケート ベジチェック®やソルセイブ、体重計、 血圧計等で利用者の現状把握	ナッジによる効果 検証 アンケート	ナッジによる効果（PDCAに基づく改善） 購買数把握等 アンケート ベジチェック®やソルセイブ、体重計、血圧計等で利用者の改善等の把握

### （４）業務に関する会議

- （ア）委託会社は業務期間中、県や保健所と定期的に会議（オンライン可）を実施し、進捗状況を報告する。議事録は県が作成する。

### （５）啓発媒体の作成

- （ア）啓発物や掲示するPOPを作成する。
- （イ）本事業の横展開を図るため、委託会社は「大分県モデルスタートガイド（仮）」（以下、ガイドという）を作成する。ガイドには以下を含める。
- ナッジ理論概要
  - 実証施設の事業モデル
  - 導入マニュアル
  - 事業所での独自の取組にも活用できる内容

## 6 業務実施計画

- （１）委託会社は契約締結後速やかに業務実施計画書を作成し、県へ提出する。
- （２）計画書には、業務内容、工程表、推進体制等を記載する。
- （３）計画は県と協議のうえ変更することができる。

## 7 事業報告について

委託会社は、検討会議での検討結果に基づき、対象施設の野菜摂取等に関する課題及び原因（背景）、その対応策（ナッジ理論を活用）、分析結果等を取りまとめた報告書を作成する。

## 8 成果品

提出物と期限は以下のとおりとする。

成果物の権利は県に帰属する。

提出物（実証施設）	提出期限
（１）事業報告書（１冊）	令和9年3月上旬
（２）大分県モデルスタートガイド（仮）	
（３）取組のデータ（購買数量およびアンケート等）	
（４）作成媒体及びデータ（啓発物、POP等）	

※報告書の形式

- ・電子媒体（CD-ROM等）1式

・紙媒体：A4 両面印刷（必要に応じて A3 可） 2 部

## 9 留意事項

- (1) 委託業務の実施にあたり、関係法令等を遵守すること。
- (2) 委託者と緊密に連携しながら業務を実施すること。
- (3) 委託業務に関連して知り得た業務上の秘密は、契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。特に、取得した個人情報には業務目的以外に使用せず、また第三者へ漏らしてはならない。善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。
- (4) 成果品に使用する全ての素材について、受託者は必ず著作権等の承諾を得ること。第三者の著作権等を侵害した場合は、受託者がその一切の責任を負う。
- (5) 委託契約で作成した成果物に関する著作物法（昭和 45 年法律第 8 号）上の権利及びその他諸権利は全て県に帰属すること。

## 10 その他

- (1) 再委託について  
委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。なお、委託業務の一部を再委託する場合は、事前に県の承諾を得ることとする。
- (2) 記載外の事項について  
本仕様書に記載されていない事項及び疑義が生じた場合は、県との協議により決定するものとする。
- (3) 個人情報について  
別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。